

議 第 288 号

平成26年6月6日提出

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第8備考第1項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成25年法律第25号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。